

產 業 立 地 促 進 資 金

## 産業立地促進資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内金融機関及び栃木県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内の工場用地等に工場等を設置する者に対し、工場等の設置のための資金融資を行うことにより、県内への多様な業種の立地を促進し、もって地域産業の振興・高度化及び工場等の適正配置を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業団地 工業団地、流通団地又は業務団地をいう。
- (2) 公共団体等 地方公共団体、地方公共団体が出資する法人、国（政府関係機関を含む。）をいう。
- (3) 工場用地等 産業団地、農村地域工業等導入促進法に規定する工業等導入地区、低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域、工場立地法に規定する工場適地又は都市計画法に規定する準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域をいう。
- (4) 工場等 工場、倉庫、事務所、研究施設その他これらと併せて設置する建物をいう。
- (5) 取扱金融機関 県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合又は商工組合中央金庫をいう。
- (6) 許可証等 許可、認可、届出等を必要とする業種（以下「許可業種」という。）の許可証等をいう。

第3条 融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新規立地促進融資 新たに県内の工場用地等を取得する場合や、県内の工場用地等に工場等を設置する場合の融資をいう。
- (2) グローアップ融資 とちぎ新事業創出事業環境整備構想に定める重点6分野等の成長分野における先進性のある大規模投資や、雇用創出又は下請発注等地域経済への波及効果の大きい大規模投資を行う場合の融資をいう。

(融資条件)

第4条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

	新規立地促進融資		グローアップ融資
		知事特認(注)	
融資限度額	10億円	20億円	5億円 ※下限は5,000万円超
融資期間	12年以内 (うち、据置2年以内)	15年以内 (うち、据置3年以内)	12年以内 (うち、据置2年以内)
融資利率	年2.4%以内 ただし、保証協会の保証を付する場合は、 年1.9%以内 (責任共有制度対象外) 年2.1%以内 (責任共有制度対象)	年1.7%以内 ただし、保証協会の保証を付する場合は、 年1.4%以内 (責任共有制度対象外) 年1.6%以内 (責任共有制度対象)	年2.1%以内 ただし、保証協会の保証を付する場合は、 年1.7%以内 (責任共有制度対象外) 年1.9%以内 (責任共有制度対象)
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。		

(注) 知事特認とは、公共団体等により取得又は造成された県内の産業団地に工場等を設置する場合で、県内産業の維持・発展、雇用の確保に資すると知事が特に認めるものをいう。

(融資対象)

第5条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、県内外の事業者で別表に該当するものとする。

(資金の使途)

第6条 資金の使途は、工場等を設置するために必要な設備資金で次に掲げるものとする。

(1) 新規立地促進融資

- ① 土地の購入資金（土地取得後3年以内に操業を開始するものに限る。）
- ② 工場等の建築資金
- ③ 機械等の購入資金（新規に限る。）

(2) グローアップ融資

- ① 工場等の建築資金
- ② 機械等の購入資金（新規、拡充に限る。更新は対象外とする。）

(資金措置)

第7条 知事は第1条の目的を達成するため、保証協会に対し、予算の範囲内において資金を貸し付けるものとする。

- 2 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資を行うときは、産業立地促進資金預託金請求書（様式第1号）により保証協会へ県原資の請求を行い、保証協会は内容を精査の上、新規立地促進融資については、銀行及び商工組合中央金庫にあっては融資額の3.3分の1の額を、信用金庫及び信用組合にあっては融資額の3.0分の1の額を、新規立地促進融資のうち知事特認については、銀行及び商工組合中央金庫にあっては融資額の2.2分の1の額を、信用金庫及び信用組合にあっては融資額の2.0分の1の額を、また、グローアップ融資については、銀行及び商工組合中央金庫にあっては融資額の3.1分の1の額を、信用金庫及び信用組合にあっては融資額の2.8分の1の額を預託するものとする。
- 3 第1項の貸付利率及び前項の預託利率は0%とする。

(申込及び借入手続)

第8条 新規立地促進融資を受けようとする者（知事特認を受けようとする者を除く。）は、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。

- 2 知事特認を受けようとする者（以下「知事特認申込者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
  - (1) 産業立地促進資金知事特認申込書（様式第2号）（以下「特認申込書」という。）
  - (2) 事業計画書、設計書、見積書、カタログその他知事が必要と認めるもの
- 3 知事は、前項の規定による特認申込書の内容が地域経済への波及効果が大きく、県内産業の維持・発展、雇用の確保に資するものであると特に認めるときは、産業立地促進資金知事特認認定書（様式第3号）（以下「認定書」という。）を知事特認申込者に交付するものとする。

4 知事特認申込者は、前項の規定による認定書の交付を受けたときは、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ当該認定書及び別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。

5 グローアップ融資を受けようとする者（以下「グローアップ融資申込者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 産業立地促進資金グローアップ融资本業計画認定申請書（様式第4号）（以下「グローアップ融資申請書」という。）

(2) 最近2期の決算書又はこれに類する書類

(3) 定款（法人の場合に限る。）

(4) 事業計画書、設計書、見積書、カタログその他知事が必要と認めるもの

6 知事は、前項の規定による事業計画認定申請の内容が、先進性のある大規模投資、又は地域経済への波及効果が大きい大規模投資であると認めるときは、産業立地促進資金グローアップ融资本業計画認定書（様式第5号）（以下「グローアップ融資認定書」という。）をグローアップ融資申込者に交付するものとする。

7 グローアップ融資申込者は、第6項の規定による認定書の交付を受けたときは、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ当該認定書及び別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。

（重複融資の制限）

第9条 栃木県環境保全資金を既に利用し、又は利用しようとする者は、同一設備に対しては、本資金の融資を受けることができないものとする。

（歩積、両建等の禁止）

第10条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たっては、歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

（報告）

第11条 取扱金融機関は、融資実績を別に定める様式（「融資実績報告書」、P14-2参照）により、また、この要綱に基づく融資を行った場合は産業立地促進資金融資実行報告書（様式第6号）を添えて、融資を行った翌月10日までに、知事に報告しなければならない。

（期中支援）

第12条 利用者が信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、利用者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（調査等）

第13条 知事は、この要綱に基づく融資について特に必要があると認めるときは、利用者又は取扱金融機関に対して、調査・指導を行うことができる。

(要綱の遵守)

第14条 取扱金融機関、保証協会及び借入者は、この要綱を遵守しなければならない。

(期限前償還)

第15条 取扱金融機関は、借入者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、知事に協議の上、償還期限前に当該資金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 資金を融資の目的以外に使用したとき

(2) 資金の償還を怠ったとき

(3) その他この要綱に違反したとき

(預託金の返還)

第16条 知事は、前条の規定に該当したときは、取扱金融機関に対して県の預託金の返還を求めることができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

2 産業立地促進資金融資要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

なお、この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資については、保証協会に対する貸付利率及び取扱金融機関に対する預託利率を除き、なお従前の例による。